

嬉野市医療用ウィッグ・胸部補正具購入費助成事業 Q&A

【助成について】		
1	過去に助成を受けましたが、異なるがんにかかりました。補助は1回きりですか。	1年度につき1人2万円の助成を行います。ウィッグや胸部補正具は消耗品であり買い替えの必要があるためです。
2	以前ウィッグの助成を受けたのですが、再度ウィッグの助成を受けられますか。(再発・転移、補正具の摩耗が激しい場合)	1年度につき1人2万円を上限に助成します。
3	インターネットで購入した場合、送料も料金に含まれますか。	含みます。
4	補助対象となる全頭用かつらまたは補整下着等は1人に1つに限られますか。	限られません。医療用ウィッグ・胸部補正具それぞれ1年度につき1人2万円を上限に助成します。
5	生活の場面に合わせて、ウィッグを2つ購入しました。2個分同時に申請できますか。	申請可能です。1年度につき1人2万円まで助成します。
6	いつまでに申請したいですか。	事業実施継続中は、令和2年4月1日以降に購入したものであれば申請できます。
【対象について】		
7	乳がん患者用のパッドや人工乳房など、下着以外のものも対象になりますか。	はい。乳房を切除された方の胸部を補整するものであれば対象になります。
8	がんの疑いは対象にならないのでしょうか。	なりません。
9	ストレス等、がん以外の病気で脱毛した場合も対象になりますか。	がんの治療の副作用による脱毛に限ります。
10	10年前にがんの治療を受けましたが、対象になりますか。	必要書類がそろえば、治療を受けた日は問いません。ただし、令和2年4月1日以降に購入したものに限りです。
11	頭皮保護ネット、シャンプー等の補正具の関連用品も助成の対象ですか。	助成の対象は補正具本体のみです。
12	乳房再建術の費用は助成の対象になりますか。	なりません。
【領収書について】		
13	クレジットカードやインターネットで購入して領収書がない場合はどうしたらいいですか。	領収書が必要です。購入店に領収書の発行依頼をしてください。
14	領収書の宛名が漢字ではなくカナ書きになっているが、申請可能ですか。	フルネームで記載してあれば、申請可能です。
【提出書類について】		
15	病名および治療方法がわかる書類とは、どのようなものですか。	病名および治療方法が明記されている病状説明書や治療計画書等です。これらの書類が手元にない場合は、治療を受けた医療機関または申請窓口から「がん患者補正具購入に関する証明書」をもらい、医師に記入してもらってください。
16	具合が悪いため、窓口に行けません。	郵送による申請も可能です。ただし、対象者が死亡した場合は助成の対象外です。
17	領収書の宛名と口座名義は異なってもいいか。	はい。ただし、委任状が必要です。ホームページに掲載しているのでそちらを使用してください。
【その他】		
18	頭髪補正具、乳房補正具をどこで買えばいいかわかりません。	病院の医療福祉相談室やがんサロン、国立がん研究センターホームページの「がん情報サービス」でも紹介しています。